

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（待避所設置事業）				
地区名	一般国道473号				
事業箇所	きたしたらくんとうえいちょうおおあざしもだ 北設楽郡東栄町大字下田				
事業の あらまし	<p>一般国道473号は、愛知県蒲^{がまごおりし}郡市から静岡県を結ぶ幹線道路であり、この地方の交通の要となっている。また、本地区では、三遠南信^{さんえんなんしんじどうしゃどう}自動車道の開通後、観光目的の交通量が増加し、事故の危険性も増加している。</p> <p>本事業区間は、小学校の通学路に指定されており、路肩カラー舗装の対策を実施しているが道路幅員が狭く、車輛のすれ違いが困難であることから、歩行者等及び自動車にとって大変危険な状態となっている。</p> <p>こうした背景から、本事業は待避所を設置することにより、歩行者等の安全確保及び交通事故の削減を図るものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①歩行者等の安全確保</p> <p>②交通事故の削減</p>				
計画変更 の推移		事業採択時 (2016年度)	再評価時 (2021年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2016～2022年度	2016～2025年度	地元調整の難航	
	事業費（億円）	1.3億円	1.3億円		
	経費 内訳	工事費	0.9億円	0.9億円	
		用補費	0.1億円	0.1億円	
その他		0.3億円	0.3億円		
事業内容	待避所設置 N=8箇所	待避所設置 N=8箇所			
II 評価					
①事業の 必要性の 変化	1) 必要性 の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>道路幅員が狭く、すれ違いが困難であり、危険性が高い。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>道路幅員が狭く、すれ違いが困難であり、危険性が高い。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>現況および通過交通に変化はないことから必要性に大きな変化はない。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>		

Ⅲ 対応方針	
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況 ・ 交通事故の発生状況の変化 	